



さがみはら

# 弁護士

# ガイドブック

便利な弁護士

Map 付き!

弁護士会のサービス一覧

若手弁護士座談会

弁護士 Q&A

弁護士MAP

弁護士は高い?

弁護士を探すには?

家族が逮捕されたら  
どうしたらいいの?

養育費の額がわか  
らない

弁護士費用が用意  
できないけど・・・

遺言書を作りたい

相談はどこでしたら  
いいの?



横浜弁護士会相模原支部

# 弁護士ガイドブック

## CONTENTS

〔1〕 横浜弁護士会相模原支部のご紹介 ①頁

〔2〕 弁護士会のサービス一覧 ②頁

〔3〕 弁護士Q & A ④頁

〔4〕 若手弁護士座談会 ⑨頁

〔5〕 合議制を実現しよう! ⑮頁

〔6〕 弁護士MAP ⑯頁

横浜弁護士会相模原支部  
創立20周年記念誌・弁護士ガイド

2014年6月14日

発行 横浜弁護士会相模原支部  
相模原市中央区富士見6-11-17  
TEL 042-751-0958

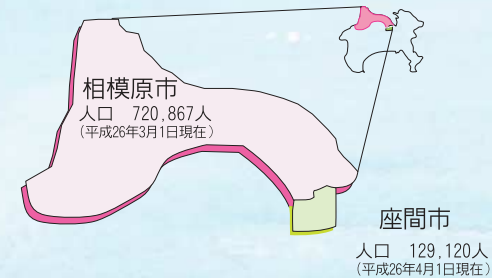
編集 20周年記念誌作成部会  
部会長 齋藤佐知子  
部会員 遠藤秀幸 小川敦司 岩城栄二  
片倉亮介 前場俊文 河野隆之  
レイアウト 伊藤信吾

### 編集コメント

- 部会員の皆さんの獅子奮迅・八面六臂の活躍にすっかりあぐらをかいていた部会長でした（齋藤佐知子）。
- 幽霊部員でごめんなさい。この借りは必ず返します（遠藤秀幸）。
- 本誌が支部と相模原・座間の小さな財産になれば幸いです（小川敦司）。
- 和気あいあいとした雰囲気でしたので、毎回、楽しく記念誌部会に参加できました（岩城栄二）。
- この記念誌で、市民の皆様にも少しでも相模原の弁護士を身近に感じていただければ、とてもうれしいです（片倉亮介）。
- 編集者皆で連携し、楽しみながら制作することができました（前場俊文）。
- 新人弁護士として編集作業を通じて、諸先生方から様々なことを教えていただき大変勉強になりました（河野隆之）。



# 横浜弁護士会 相模原 支部紹介

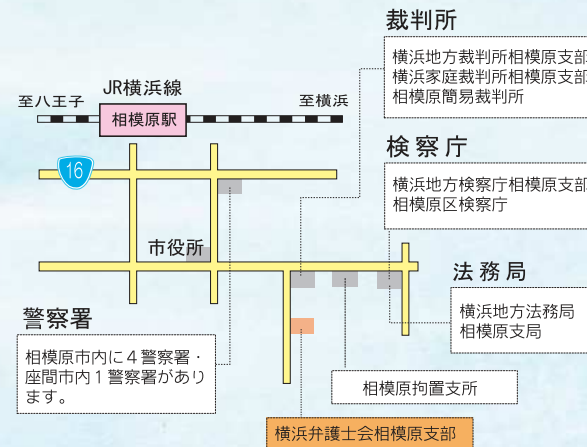


横浜弁護士会相模原支部は、相模原市・座間市を管轄としています。

相模原市は、平成22年4月に政令指定都市となりました。

当初17名でスタートした支部会員も、現在では70名を超えるまでになりました。

しかしながら、合議制が行われておらず、法テラスの支所も置かれていないなどの課題があります。



若手も多く!  
元気な支部です!



## 弁護士会

- 1 裁判所支部から徒歩1分のところに3階建のビルを一棟賃借しており、1階が事務局と法律相談室2室、2階が会員控室、3階が会議室となっています。職員はパート6名が交代で勤務しています。
- 2 総会、委員会活動、執行体制等  
年一回の支部総会、月一回の役員会で運営しています。  
支部役員は、支部長、幹事長、会計、幹事6名の合計9名で構成されています。
- 3 各種研修会・他業種との交流  
管財事件・後見事件等の支部内研修の他、司法書士会、行政書士会、税理士会、建築士協会、社会保険労務士会、土地家屋調査士会など他業種との研修・交流も定期的に行っております。
- 4 法律相談  
支部会館内の法律相談センター、相模原市役所相談を支部会員を中心に行っています。平成20年度からは、司法書士会相模原支部・消費生活相談センターと共催で多重債務相談を開始しました。



# 役立つサービスのご紹介

## 当番弁護士

逮捕された人に弁護士が無料で面会に行きます！

### 当番弁護士とは？

もし家族や知人、あるいはあなた自身が逮捕されてしまったら？  
これからどうなるのか不安だけれど、知っている弁護士もいない・・・そんな方が多いのではないのでしょうか。  
横浜弁護士会では、要請があれば逮捕された人（少年を含みます）に弁護士が速やかに接見し、今後の手続や被疑者・被告人に保障されている権利について説明するとともに、必要な助言をする当番弁護士制度を設けています。

### 費用は？

無料です。ただし、本人からの申込みか、家族・知人からの申込みにかかわらず、同一の事件については原則として1回のみの派遣となります。  
当番弁護士に引き続き弁護を依頼したいという場合は、有料となります（弁護士に対して費用を支払うことが必要になります）。  
なお、経済的に困窮している人については、費用を援助する制度もありますので、当番弁護士が横浜弁護士会にお問い合わせください。

### 申し込み方法は？

■ 本人からの場合  
警察官、検察官又は裁判官に「当番弁護士を呼んで欲しい」と言ってください。そうすれば、これらの機関が弁護士に連絡し、当番弁護士が派遣されることになっています。

■ 家族や知人の方からの場合  
横浜弁護士会（電話：045-212-0010）に電話して、以下をお話し下さい。

- ① 申込者（電話している人）の氏名・住所・電話番号（連絡が取れる番号）
- ② 逮捕されている人の氏名・性別・生年月日
- ③ 逮捕されている場所
- ④（分かれば）逮捕された日、罪名
- ⑤ 申込者と逮捕されている人の関係

平日の午前9時から午後5時までであれば、職員が直接対応いたします。また、上記以外の時間帯でも、留守番電話で24時間受け付けております。

## 各種法律相談の総合的な窓口です！

## 法律相談センター

### 法律相談センターとは？

弁護士は、人間の尊厳を守る「駆け込み寺」。誰か助けてほしい・・・誰かに相談したい・・・。気がついたらトラブルに巻き込まれることがあるかもしれません。そんな時、横浜弁護士会の法律相談センターを思い出して下さい。  
みなさまの社会生活の中で起きるトラブル解決の手助けをしています。  
また、大事な契約や、保証人になる前など、事前の相談も受け付けています。



### 相談の流れはこちら

- 1 まずは、法律相談センターにお電話下さい。
- 2 予約受付職員が、お名前、連絡先、簡単に相談分類を伺い、相談日時を決めます。
- 3 相談日に、相談センターへお越し下さい。  
当日は、相談開始時刻の15分前までに超越してください。相談前の事務受付を先にさせて頂きます。また、相談に関する資料がありましたら、当日ご持参ください。いずれの相談も、聞きたいことや相談内容をあらかじめ簡単にまとめてきていただく時間を有効に使うことができます。

### 相模原での相談場所は？

【住所】 相模原市中央区富士見6-11-17  
(横浜弁護士会相模原支部会館1階)  
【電話番号】 042-776-5200  
【予約受付時間】 月曜～金曜 9:30～17:00  
(火・木は20:00まで)  
【相談日時】 月曜～金曜(火曜・木曜は夜間相談有り)  
【相談料】 30分以内 5,000円  
多重債務は、30分無料

### 相談時間割

	月	火	水	木	金	土	日
午前 10:00～12:00	総合相談	離婚	総合相談	総合相談	総合相談	休館	休館
午後 13:30～15:30	総合相談	総合相談	多重債務	総合相談	多重債務	休館	休館
夜間 18:00～20:00	休館	多重債務	休館	総合相談	休館	休館	休館

### 各種専門相談について

横浜弁護士会では、上記の相談のほか、下記のとおり各種の専門相談を実施しています。  
相談場所は、関内の横浜弁護士会館等になります（相模原では、下記専門相談はありません。）  
詳しくは、横浜弁護士会のホームページをご覧ください（<http://www.yokoben.or.jp/>）。

- 子どもの人権相談
- 外国人法律相談
- 消費者被害相談
- 働く人の法律相談
- 高齢者・障がい者の権利擁護相談
- 中小企業その他事業者の方のための相談
- 犯罪被害者のための相談
- 暴力団等とのトラブルの相談

### 4 弁護士と相談

相談のみで終了

継続相談

引き続き弁護士と相談したいとき、弁護士の事務所での相談を行うことができます。相談料については、弁護士に確認してください。

依頼

弁護士による対応が必要な場合、相談担当弁護士に依頼が出来ます。今後の処理方法や、弁護士費用などの説明があります。ご依頼の場合は、当センター所定の契約書にて契約をいたします。これは弁護士会が契約内容をチェックして承認を行うためです。

## 交通事故相談

交通事故の専門相談です！

### 交通事故無料相談

賠償責任の認定・損害賠償額の算定・請求方法・過失の割合・示談の仕方や時効の手続など、交通事故における民事関係の問題を、弁護士がアドバイスいたします。

### 日弁連交通事故相談センターの示談斡旋

損害賠償の交渉で相手方との話し合いがつかない時に、当交通事故相談センターの弁護士が間に入り、公平・中立な立場で示談が成立するようにお手伝いをします。調停の民間版のような制度で、無料で早期解決が期待できます。  
お申込みに際しては、まずは横浜弁護士会所属の弁護士による法律相談が必要です。弁護士に示談あつせんに適する事案かどうか、示談をするのに機が熟しているか、判断を受けていただかないとお申込みができませんのご注意下さい。  
詳しくは、横浜弁護士会のホームページをご覧ください（<http://www.yokoben.or.jp/>）。

### 相談場所など

相模原相談所（相模原市役所内） TEL：042-769-8230

予約受付時間 前の週の水曜日から先着順（休日の場合は前日）  
※翌月以降のご予約はお取扱できませんのでご了承ください。  
1回の時間 30分以内  
相談料金 無料  
相談日時 毎月第2・第4月曜日（要予約） 13:30～16:00  
相談場所 相模原市中央区役所市民相談室（市役所本館1階）

座間相談所（座間市役所内） TEL：046-252-8218

予約受付時間 月初から先着順  
1回の時間 30分以内  
相談料金 無料  
相談日時 毎月第3火曜日（要予約） 13:30～16:00  
相談場所 座間市役所広報広聴人権課（市役所内）

私たちに  
お任せ  
下さい！



疑問にお答えします!



## 弁護士費用について



Q 弁護士に頼むと費用はいくらくらいかかりますか? 分割払いではできませんか?



A 弁護士に事件の処理を依頼する対価としてお支払いいただく費用は、大きく分けて受任段階でいただく着手金と、事件が終了し、かつ一定の成果をあげた場合にいただく成功報酬があります。いずれも、事件や得られた成果の経済的利益に応じて算出されるのが一般的です。

しかし、純粋な離婚事件や刑事事件など経済的な利益を算定しにくい場合には、事案の種類、見直しなどに応じて一定の金額を定めています。

弁護士は、それぞれ基準となる報酬規程を定めています。報酬の見積りや作成には費用は発生しませんので、ご相談される弁護士に率直にお尋ね下さい。

着手金は、事件を受任してから事件が終了するまでの事務処理の対価ですので、お支払いいただいた着手金は、基本的には、事件が終了した場合の結果の成否にかかわらずお返しすることはありません。

着手金には、事件処理の間弁護士との打合わせ、弁護士が事件に関する書類を作成する費用、裁判を受任した場合は手続に出頭する費用など全てが含まれますので、一旦着手金をお支払いいただいた場合は、特約がある場合や特殊な場合を除き、事件が終了するまで、弁護士に事務処理の対価として着手金以外に費用をお支払いいただく必要はありません。

また、成功報酬は、一定の成果があった場合に発生する費用ですから、例えば、訴訟を依頼したが完全な敗訴判決が言い渡された場合などは、成功報酬をお支払い頂く必要がないのが一般的です。

一般的には、着手金・成功報酬は一括払いいただくのが原則です。ただ、弁護士によっては、依頼者の方の経済状況やその他のご事情により、一括ではなく、分割でお支払いいただくこともあります。

この場合は、個々のケース毎に依頼者の方と弁護士の話し合いによって支払方法などを決めさせていただいているので、お支払い方法についても遠慮なく弁護士にお尋ね下さい。

## 離婚事件について



Q わけあって夫との離婚を考えています。でも初めてのことで何をどうしたらいいのかわかりません。弁護士に頼むほうがいいのかどうかもわからないのですが?



A まず、「離婚」を考える際に、整理する視点を持つとよいでしょう。

第1に、相手が離婚に同意していない場合、法律に定める離婚原因があるかどうか争点になります。

次に、婚姻後に夫婦が協力して形成した財産が総体として増加している場合には、財産分与をして、公平に分配しなければなりません。

さらに、不貞行為や暴力など離婚に至った大きな責任が相手にあると認められる場合には、不法行為に基づく精神的苦痛に対する損害賠償として慰謝料請求権があります。

次に、年金については、平成19・20年に離婚時年金分割制度が導入されました。対象となる年金は厚生年金と共済年金です。

それから、婚姻費用(別居中の生活費)、婚姻中の夫婦は相互に扶助する義務があり、基本的には別居中でも生活費の請求ができます。

そして、未成年の子がいる場合、離婚に際しては、必ず夫婦のどちらか一方を親権者と定める必要があります。

また、離婚後親権者として子どもを監護養育する場合、相手方の経済力に応じて養育費を請求できます。一旦決まった養育費はその後の事情の変化により増額・減額請求が可能です。

なお、子を引き取らなかつた親と未成年の子どもの面会方法を定めることもできます。

最後に離婚の手続きですが、当事者間で、協議が整えば協議離婚が可能です。でも、協議が整わない場合には、裁判所で再度裁判所の仲介で話し合いをする調停を申し立てるとよいでしょう。

調停でも話し合いが整わない場合には、裁判を通じて離婚を進めます。この場合には、最終的に離婚原因の有無、財産分与の対象となる共有財産の有無及び評価、慰謝料請求権の有無などについて、裁判所が判決で決定することになります。

弁護士に依頼するのは、上記の協議・調停・裁判いずれの段階からでも可能です。

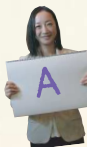
調停まではとりあえず、自分でやってみて、裁判から依頼する方もいます。また、調停の途中から弁護士に依頼することも可能です。

相手が暴力をふるう可能性がある場合(いわゆるDV)などの場合には、弁護士を代理人として選任して身の安全を確保することもあります。

## 刑事事件 - 私選と国選



Q 身内が逮捕されました。弁護士に依頼しようと思っていますが、国から選任してもらえれば弁護士が付くこともあると聞いたことがあります。それぞれの弁護士には、どういう違いがあるのでしょうか?



A 私選弁護士は、被疑者・被告人又はその親族等が依頼して選任し、弁護活動に要する費用は、依頼者が負担します。貧困その他の事由により私選弁護士を選任することができない場合などは、国選弁護士を選任することもできます。

私選弁護人の場合は、依頼者は、精神的に刑事弁護を行っている弁護士などを選任することができます。他方、国選弁護人の場合は、弁護士を選ぶことはできません。ただし、私選弁護士と国選弁護士が行うことのできる弁護活動には違いはありません。

なお、被疑者とは、犯罪の嫌疑を受けて捜査の対象となっているが、まだ公訴を提起されていない者のことであり、被告人とは、公訴を提起された者のことを言います。公訴とは、検察官が、裁判所に起訴状を提出して、被告人の審判を請求することを言います。

現在、国選弁護士を付けることができるのは、①死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件について、被疑者が勾留された後からか、②それ以外の事件で、起訴された後からです。

## 刑事事件 - 少年の事件



Q 子どもが逮捕されましたが、弁護士を付ける必要はあるのでしょうか?



A 少年事件の場合、逮捕・勾留中は、成人と同じ手続きで事件が進行していきます。事件が家庭裁判所に係属した後、少年の行動の観察と心身の鑑別を行うため少年鑑別所に収容される場合があります。これを観護措置といいます。少年事件の場合、家庭裁判所に係属した後は、弁護士は「付添人」として活動しますが、少年の教育的観点などから観護措置が不要である場合には、観護措置に対して異議の申し立てをして、少年の身柄拘束の解放に努めることとなります。

また、家庭裁判所で少年の処分を決める少年審判に向けて、家庭環境の調整や就業先の確保などの付添人活動を行います。

以上のような活動は、子どもが逮捕された当事者である親御さんにとっては困難であるのが通常です。したがって、少年事件においても弁護士に依頼することは重要です。

## 刑事事件 - 弁護人の役割



Q 弁護人がつくと、どのような活動をしてもらえるのですか?



A 被疑者・被告人には、言いたくないこととは言わなくてよいという黙秘権という権利や、取り調べの際に作成される調書の訂正申立権などが保障されています。特に、被疑者段階で作成される調書は、裁判になった際に事件の結果を左右する重要な証拠となります。そのため、被疑者段階で、事実と異なる調書が作成されないようにするため、弁護人が、被疑者に対して適切なアドバイスをする必要があります。

また、傷害事件や性犯罪等の様な被害者がいる事件については、弁護士が被害者との間で示談を成立させることにより、不起訴や起訴猶予により事件を終了させることもできます。

さらに、起訴前と起訴後において、被疑者・被告人の身柄釈放に向けて弁護活動をする場合もあります。具体的には、起訴前には、検察官・裁判官に勾留の必要性がないことを訴えることで、釈放されることもあります。起訴後においては、裁判所の許可をもらい保釈保証金を納めることによって、裁判が終わるまでの間、身柄を釈放してもらえる保釈に向けて活動することもあります。

加えて、起訴後においては、①自白事件であれば、執行猶予判決をもらったり、できるだけ軽い刑にしようために弁護活動を行います。②否認事件であれば、無罪獲得に向けて、関係者から事情を聴取して、必要な証拠を収集するなどの弁護活動を行います。当然のことながら、いずれの場合においても、公判で、証人尋問や被告人質問などの弁護活動も行います。

刑事事件は、すぐに弁護士にご相談を



## 交通事故 — 損害賠償の内容



自動車を運転していて、青信号を直進していたら、信号無視した自動車が横から突っ込んできて、私の自動車がぶつかりました。おかげで、車の側面が大きくへこみ、私も足を挟まれて大けがを負い、長い間入院することになりました。とても許せないのですが、どうしたらいいですか？



加害者が、刑罰に関する刑事責任、免許などに関する行政責任を負うことは別として、被害者加害者の当事者間においては、全てお金の問題に換算されることになります。

質問のような交通事故の場合、請求することができるのは、主に大きく分けて、①壊れた車の修繕費等、②けがの治療費、③けがで働くことができなくなったことによって生じた休業損害、④けがによって生じた精神的苦痛に対する慰謝料、⑤後遺障害が残ってしまった場合はそれによって減った収入や、⑥後遺障害によって生じた精神的苦痛に対する慰謝料等があります。これらをすべて金銭に換算して、加害者に請求していくことになります。

自動車には、強制加入の自動車損害賠償責任保険（自賠責）がありますから、被害者はそれによって最低限の保障を受けることはできますが、実際にはそれでは不足する場合も多く、生じた損害と比べて不足する分は、加害者本人に負担を求めることになります。

加害者が任意保険に加入している場合には、保険会社が出てきて、ある程度話をまとめることができます。ただし、注意しなければならないのは、営利企業である保険会社では、それはあくまで営業の一環ですから、被害者の思いだけを考えることはできず、本来であれば被害者が受け取るべき正当な金額より大幅に、専門家から見たらあっと驚くほど低い金額が提示されることがあります。

それでも事故態様によっては大きな金額にはなりませんし、事故に遭った方は事故のことなど一刻も早く忘れてしまいたいと思いがちですから、その提案を素直に受け入れてしまう場合も多いのですが…。署名してしまいたい気持ちをぐっとこらえて、一度だけ近くの弁護士に相談されてみて、あなたが負った損害の正当な評価を聞いてみることをおすすめします。法律を駆使し、あなたの代理人として損害の評価から交渉、裁判まで、手続のすべてにおいてあなたの正当な権利の実現のために行動できるのが弁護士です。



## 交通事故 — 過失相殺

過失相殺という言葉聞いたことがあるのですが、どういう意味ですか？



交通事故が起きた場合、一方が正当に停止しているところに他方が突っ込んだというような場合でなければ、お互いに何らかの不注意（過失）があるのが通常です。被害者の方にも何らかの不注意があるなら、そのようなお互いの不注意を態様によって割合に換算し、それを負担すべき損害額に反映させるのが過失相殺です。

過失割合の算定は、示談交渉の段階では当事者同士が自由に決定できるものですから、交渉の中では揉めやすい部分です。揉めた場合には、やはり裁判での基準を熟知し、それを背景に確実に交渉を進めることができる弁護士に、一度相談されることをおすすめします。



## 交通事故 — 後遺障害等

後遺障害等級とは何ですか？



交通事故に遭われてけがをし、身体に後遺障害が残ってしまった場合、被害者の方が加害者や事故に対して持たれる思いは、様々と思います。後遺障害がもたらす自分の仕事への影響や、それによって生じる精神的苦痛なども、実際には被害者の方それぞれによって千差万別です。

しかし、このような後遺障害のもたらす影響は、将来のことであったり内心のこと外部にはっきりわからなかったり、交通事故の1件1件についてすべて考慮して決定することは、実際には極めて困難です。

そこで、現在は、後遺障害が概ねパターン化され、このくらいの後遺障害であれば何級で、将来への影響や精神的苦痛はこのくらいと、等級化されているのです。

通常、後遺障害がある場合、その程度に応じて、基準に従った後遺障害等級が事前に認定されますが、一度認定された等級は、弁護士が依頼を受けた場合であっても覆すのは難しいのが実際です。しかし、弁護士がその有する専門知識を駆使して、異議申立ての手続をとったり裁判でその主張をすることで、時に認定された後遺障害等級を覆したり、等級に該当しないとされた後遺障害について被害者の方が抱える思いを裁判に反映させることができる場合もあります。

ご自身の後遺障害等級に納得できない場合は、一度お近くの弁護士にご相談ください。

## 相続事件 — 相続分について



私（65歳）は、妻と二人で暮らしがあります。子供は二人いて、それぞれ結婚して独立して子供（孫）もいます。親戚付き合いがあるのは、私の母、私の妹とその夫、それと、妻の父くらいです。財産には自宅として土地（2000万）・建物（1000万）のほかに預貯金が1000万円あり、借金はありません。私が死んだら、財産はどのように分けられるのでしょうか？



まず、誰が相続人になるかの点ですが、配偶者（夫・妻）は常に相続人です。そして①子どもがいれば、子どもが相続人となります。もし子どもが相続開始前に亡くなっていけば、その子ども（孫）が相続人となります（代襲相続といえます）。②もし、子ども、孫がいけない時には相続人の両親、祖父母（直系尊属といえます）が相続人となります。③この直系尊属もいなければ、相続人の兄弟姉妹が相続人となります。

次に、法定相続分ですが、（1）子及び配偶者が相続人の場合、各人の相続分は2分の1ずつ、（2）直系尊属及び配偶者が相続人の場合には、直系尊属の相続分は3分の1、配偶者は3分の2、（3）兄弟姉妹及び配偶者が相続人の場合、兄弟姉妹の相続分は4分の1、配偶者は4分の3となります。

これを前提に、相談者さんの場合だと、相続人は妻と子供二人になり、お孫さんやお兄さんなどは相続人にはなりません。そして、法定相続分は、妻が2分の1、子供らはそれぞれ4分の1のとなります。



## 相続事件 — 遺産分割手続について

相続人の中で財産をどう分けるかについてまとまらない場合には、どうすればいいのですか？



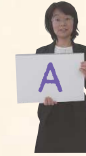
前の質問では、民法の規定がどうなっているかを述べましたが、相続人の中で財産をどう分けるかは、相続人同士の協議に委ねられています（これを遺産分割協議といいます）。したがって、相続人同士の協議によって、特定の相続人が全財産を相続することにしても何の問題もありません。

しかし、相続人同士の協議がまとまらない場合もあります。このような場合には、家庭裁判所に遺産分割調停の申立てをすることもできます。遺産分割調停とは、家庭裁判所で財産をどう分けるのかの話し合いをする手続です。

## 相続事件 — 審判について



遺産分割調停が成立しなかった場合どうなるのですか？



話し合いがまとまらず、調停が不成立になった場合には、自動的に審判手続が開始され、裁判官が、遺産に属する物又は権利の種類及び性質その他一切の事情を考慮して審判をすることになります。

この審判が確定した場合には、その判断によって分割された財産を取得したとされた相続人は、その財産について権利を取得します。

また、その権利に基づき、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行などを求めることができます。

## 相続事件 — 遺言書



子供らと妻の仲が悪く、遺産を巡って争いになりそうなので、遺言書を書いておきたいのですが、何かポイントがありますか？



まず遺言書には、遺言をする者が、その全文、日付、氏名を自書し、押印して作成する「自筆証書遺言」、2人以上の証人が立ち会って公証人役場で作成する「公正証書遺言」、その他秘密証書遺言などがあります。いずれの遺言も法律が定めた方式で作らないと無効となりますので注意が必要です。

次のポイントとして、遺言の内容によっては、かえって後々トラブルになることがあるので注意が必要です。つまり、相続人には遺留分といって、遺言によっても取り上げることができない権利があり、これを侵害してしまうことで、かえってトラブルとなってしまうのです。

遺留分は、兄弟姉妹を除く法定相続人に認められています。遺留分の割合（遺留分率）については、直系尊属（父、母、祖父母等）のみが相続人となるときは被相続人の財産の3分の1、その他の場合（配偶者、実子、養子等）には被相続人の財産の2分の1とされています。

例えば、相談者さんの子の遺留分は、 $1/4$ （法定相続分） $\times 1/2$ （遺留分の割合） $= 1/8$ であり、仮に相談者さんが、妻に全財産を譲るという遺言をした場合には、子供ら2人の遺留分を侵害してしまいますので、注意すべきです。

## 債務整理 — 債務整理の方法



生活のための複数の消費者金融から借金をしていましたが、毎月の返済がとても苦しくなっていました。債務整理には、どのような種類がありますか？



借金問題は法律的に解決できます。弁護士にご相談下さい。

債務整理の方法としては、①任意整理②自己破産③個人再生（民事再生）が考えられます。なお、いずれの手続きをするとしても、弁護士がまず受任通知を消費者金融に送付しますが、それにより、消費者金融は直接本人に請求等することはできなくなります。なお、各方法のメリット・デメリットは次項以下で概略をご説明しますが、いずれを選択すべきかは事案によって異なりますので、弁護士とよく相談するようにして下さい。

## 債務整理 — 任意整理とは



任意整理とはどのような手続きですか？

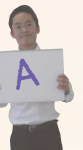


任意整理は、弁護士が消費者金融と毎月の返済額等について交渉し、無理なく返済ができるようにするものです。毎月の返済額が少なくなれば返済をするめどがある一方で、自己破産や民事再生ができない方におすすめる手続きです。もっとも、任意整理は裁判所の手続きを利用するものではなく、消費者金融が交渉に応じなければ成立しないというデメリットがあります。

## 債務整理 — 自己破産とは



自己破産とはどのような手続きですか？



自己破産は、裁判所に破産手続を申し立てることにより、現在持っている財産（基本的には20万円以上の価値があるもの）を差し出してその限りで債務の弁済に充て、残った債務については支払う必要がなくなる（免責）手続きです。債務について支払う必要がなくなり、また、裁判所の手続きなので、消費者金融側の意向にはあまり左右されず手続きを進められる点で、メリットがあります。もっとも、価値のある財産は全て差し出す必要があり、ローンを支払っている自宅なども、基本的には失うというデメリットもあります。

## 債務整理 — 免責



自己破産における免責は常に、認められるのですか？



浪費をして借金をしたような場合などは免責が認められない場合があります。また、税金や養育費等、免責にならない債権もあります。相談された弁護士にご確認下さい。

## 債務整理 — 個人再生とは



個人再生とはどのような手続きですか？

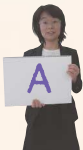


個人再生は、裁判所の手続きを使って、現在の債務を大幅にカット（債務が300万円以下の場合、その5分の1または100万円のいずれか多い額（上限は300万円）が残ります）し、それを原則として3年、最長5年の範囲で分割返済していくものです。この手続きの中には、住宅ローンを支払っている人が住宅を失わないで手続きを進めることができる制度もあります。ただし、その制度を利用して住宅ローンは債務カットの対象とはなりません。

## 債務整理 — 会社破産



私は会社を経営していますが、経営が回らない状態になってしまいました。会社の破産も弁護士に相談できますか？



会社の破産についても、弁護士にご相談下さい。会社の破産は未払いの買掛金、従業員の賃金、税金等、多様かつ複雑な法律問題が生じ得ますので、早めに弁護士にご相談されることをおすすめします。

## 債務整理 — 過払金返還



過払金とは何ですか？



かつて消費者金融は法律で定められた制限以上の金利を、利用者から受け取っていました。それが最高裁判所により否定されたことで、消費者金融は利用者から受け取りすぎた分を返還しなければならなくなり、それが過払金です。一般には7年から10年程度取引をしていれば過払金発生の可能性がありますといわれています。もっとも、過払金は最後に取引したとき（借りたり返したりしたとき）から10年で時効になりますので、お心当たりの方は早めに弁護士に相談することをおすすめします。

# 横浜弁護士会相模原支部 若手弁護士座談会

～弁護士の本音が満載！

弁護士は敷居が高いなどと言われますが、私たち弁護士は、スーパーマンであるわけもなく、毎日毎日、事件処理について悩みながら、依頼者のために奮闘しています。そんな等身大の弁護士を身近に感じていただくために、若手弁護士座談会を企画しました。

## ■ 自己紹介 ■ ■

**司会** 今日は6名の相模原支部所属の若手弁護士にお集まりいただきました。まず、自己紹介をお願いします。

**A弁護士** 司法修習61期で、弁護士6年目です。最初、他の弁護士会で弁護士をしていましたが、弁護士会を登録変えました。給料制ではなく、自分で仕事をして固定経費を事務所に入れています。事件の内容は建築事件や相続が多いです。

**B弁護士** 62期で、弁護士になって4年間経ちました。1年半前に独立開業し、労働者側の労働事件を多く手掛けています。

**C弁護士** 62期で、5年目に入ったところです。私は事務所の仕事をしてお給料をいただいています。やっている事件としては一般民事、家事、いわゆる町弁と言われるもので、特に特定分野が多いというのではありません。また、国選弁護には力を入れて取り組んでいます。

**D弁護士** 64期です。弁護士になって3年目です。勤務形態は相模大野の事務所の事務所長、支店長という立場でやらせて頂いています。事件としては交通事故と離婚、相続が多いですね。

**E弁護士** 私も64期です。所属している委員会の関係で多いのは被害者側の代理人、消費者事件、一般民事という感じです。女性の依頼者の方が比較的多いかなという印象です。勤務形態はお給料をいただく、いわゆるイソ弁です。

**F弁護士** 私は61期です。今年で6年目になりますが、弁護士になった時から相模原の事務所ですイソ弁をしています。取り扱う業務は一般民事から家事、破産事件、成年後見事件、その他様々と、バラエティに富んでいます。

**司会** Bさんはもとイソ弁ですが、独立開業してよかったですか。

**B弁護士** 全部まとめて言えばよかった、ということなんです。残念なことは孤独なことですね。すぐに相談したり、共同して同じ目的でできる良さは手放

してしまっただけで、そのぶん、自由だとか、やりたいことやって、自分で優先順位付けてやって、仕事をやっていけるというのはいいところ。

**司会** Dさんは、支店長なのですね。

**D弁護士** そうですね。所属している事務所に関しては、自分のやりたいようにやらせてもらっているという感じでやりがいがあります。

**司会** みなさん様々なバックグラウンド、そして現在の立場をお持ちですね。

## ■ 弁護士会相模原支部の良さ ■ ■

**司会** Aさんは、他の弁護士会からやってこられたが、相模原支部はこんなところが他の弁護士会と比べていいところはあるところですか。

**A弁護士** まだ1年なので、あまり相模原支部だからこう、というものはよくわかりませんが、雰囲気としては、少人数で顔が見える支部だという点で、居心地がいいというのがあります。

**司会** 前の所に骨を埋めるとかはなかったのですか。

**A弁護士** 考えましたけど、地元の近くでやりたいと思っていましたので。戻るのなら早いほうがいい、とボス弁に言われまして。

**司会** Eさんは、相模原支部と横浜弁護士会本部を比較して、どのように感じられますか。

**E弁護士** 支部の弁護士同士は距離感が近く、勉強会をやっていたり、先輩の先生方でも気軽に帰り道で事件のことを相談しても、嫌な顔しないで聞いてくれます。ちょっとした相談ができたりするのは、事務所の中でも外でも、そのような場があるというのはうれしいことだな、と思います。

**A弁護士** 相模原でも消費者事件はありますか。

**E弁護士** 私がやっているのは悪質サイトの事件、携帯電話で「アイドルの○○ですけど、今悩んでて、メールアドレス交換したい。」というようなメールが来て、メールを続けるためにはポイントを買わなければならないで、気づいた時には数百万円をつぎ込んでしまっていた、というような。そこで業者と交渉したり。

**司会** 消費者事件などでも頼りになる弁護士が相模原にもいる、ということですね。

## ■ 相模原に来たきっかけ ■ ■

**司会** Cさんが相模原に来たきっかけは何ですか。

**C弁護士** 私は司法修習の関係で縁があり、就職先事務所を紹介されて。修習で来てたので、こういう、アットホームで話しやすいというのはいいなと。実家は東京なんですけど、そういうところは東京にはないんじゃないかと思ったんです。特に、相模原は若手弁護士の結束が強いと感じたので、飛び込んでみました。

**司会** Dさんはどのようなきっかけで相模原に来たのですか。

**D弁護士** 支店長とはいえ雇われの身ですから、バスから行けと言われて相模原に来ました。実際は通勤時間が短くなって良かったということ、前はサラリーマンをやっていたんですが、入社してすぐに地方に勤務するということがありました、都会よりも田舎が好きなんです。また田舎の香りが残る相模原のほうが、またちょっと田舎生活というか、そのような形で仕事ができるなど、歓迎してこちらにきました。

**司会** 最初は希望されたわけではないけど、来てよかったということですね。Bさんはどうですか。

**B弁護士** 実は相模原に地縁はないですが、独立するときに相模原に残るのをためらわなかったですね。東京や横浜の真ん中は労働事件専門をかかげる人が多いけど、相模原は少ない、ということで私でも役に立てるのではないかと。おかげさまで遠くからも相談にきてもらっています。

**司会** 相模原支部の雰囲気や専門分野の関係で、相模原に来た方が多いようですね。

## ■ 相模原の良さ ■ ■

**司会** 相模原在住のCさん、相模原のまちとしての雰囲気はどうですか。

**C弁護士** わたし、生まれが東京で、ずっと東京だったんですけど、平たくて高いビルもあまりない、まち全体が明るいイメージがある。そういう意味では散歩していて気持ちがいい。あと、こっちに引越してきて不便と思ったことがそれほどない。ある程度大きな店もありますし、不便は全然感じないで。買い物だと町田出ちゃいますが(笑)、意外とどこでも出やすいですよ。

**司会** 相模原大野は、食事も色々あるといえはあらし、弁護士の飲み会もあるので、どこかおすすめの場所とかあれば教えて下さい。

**A弁護士** 実は司会が相模原が一番詳しいのでは(笑)。

**司会** 私の趣味はもっぱら自転車ですから、詳しいのは自然が豊かなエリアの方になります。あまり緑区の方にはいきませんか。けっこう広いですよ。山梨のちょっと前まで相模原ですから。宮ヶ瀬あたりいいですよ。

**D弁護士** いいですね。ダムを見に行きました。

**司会** 「潤水都市」ですからね。

**A弁護士** 津久井湖周辺はお酒もいろいろあります。**B弁護士** 「大将のゆうゆう散歩」というテレビ番組はご存じですか。この前は若大将(加山雄三)が淵野辺を散歩しました。JAXAを見て「これは楽しい!」と。最近展示にも力を入れてるみたいですよ。ロケットとか、はやぶさピラフとか。

**司会** Fさんは長いですよ、相模原に住み始めて。

**F弁護士** まあ大学時代からですよ。

**司会** 相模原の魅力についてはどうですか。

**F弁護士** 相模原で弁護士をやることになったのは、相模原は、中心となる都市が点在しているじゃないですか。南区は商業都市、緑区もそうやってきていますが、いろいろな色がある都市が点在しているので、それがとてもおもしろい、と。

**司会** 商業・行政・自然など、まちに必要ないろいろな要素がちょうどよく集まっていることが、相模原の魅力かもしれませんね。

## ■ お昼は何を食べている? ■ ■

**司会** みなさんお昼ごはんはどのようにして食べていますか、ここがおいしいとかあれば是非どうぞ。

**F弁護士** 相模原大野は、地元の弁護士がよくきている「ボムルージュ」。フジスパーの二階。雰囲気いいし、おいしい、毎回某法律事務所の人たちがいる。行けば会えます。

**司会** Aさんは外に食べに行かれるんですか。

**A弁護士** あんまり行かない。移動の最中に車で食べちゃう、車で大野から相模原に来る途中で買って、車で食べちゃったり。

**司会** Bさん、古淵のあたりはどうですか。

**B弁護士** 「ビストロココット」というフレンチ居酒屋があって、安くてボリュームあってまあまあおいしい。フレンチなのに気取ってなくて気に入ってます。

**司会** Cさんはどこかありますか。

**C弁護士** 裁判所近く「異邦人」ですかね。味があるメニューが多く雰囲気も良くて長居してしまいます。週刊マンガも多いです(笑)。

**F弁護士** 裁判所近くなら、カツがドーンとでてるお店は。

**司会** 「赤城」ですね。びっくりするボリュームですよ。では、このあたりでEさんにオダサガの魅力をお話します。

**E弁護士** オダサガは、男性向けのお店というか、入りにくい店が多いですけど、値段的にはお手頃価格なんです。あとは、裁判所近くなるんですけど、「笑門」といううどん屋さん、結構裁判所の方にも会ってしまう(笑)。

**F弁護士** 裁判所の方が、「マゴロシ」のカレーがおいしいと言っていました。

**E弁護士** あとは相模原市役所の上の食堂にたまに行きます。この前は某裁判官2人が別々に食べているのを見かけたり(笑)。値段は500円くらいあれば、栄養があふれてるかな。あと景色がいい。

**司会** ヘルシーですよ、裁判所の近くで食べようとする、どの辺りに行きますか。

**F弁護士** 矢部駅のスープカレー「クー」、私は好きですね。

**司会** Dさん、おすすめは。

**D弁護士** 食に対しては貪欲なんですけど、まだ日数浅くて開拓できてないです。半分は弁当みたいな形ですね。あとはコンビニで買ったやつたり。

**F弁護士** 大野は「オリジン弁当」がなくなっちゃったのが痛いですね。

**司会** 淵野辺のタイ料理「ジャルアン」おいしいですよ。ガバオ、グリーンカレーがセットで850円とかですよ。

**F弁護士** 相模原駅周辺だと、定番ですけど「ジンジャー」とか「デスモ」も美味しいですね。

**司会** みなさんいろいろなところで食べていますね。好みはそれぞれですが、少なくとも今挙がったところは間違いのないですね。

## ■ 若手弁護士の一日 ■ ■

**司会** Aさんの1日はどのような感じですか。

**A弁護士** 朝は9時くらいに事務所に来て、日によって全く違いますけど、裁判等入ってれば東京とか、相模原支部に裁判に来て、帰りがけにご飯食べて、事務所に戻って数件打ち合わせ、という感じです。そんなにスケジュールは今はタイトでないですね。

**司会** 書類作成は夜になりますか。

**A弁護士** 今は割と平日でも空き時間で、やってますけど。

**司会** 電話対応もきつと多いですよ。

**A弁護士** 前の事務所は忙しかったので、基本的に打合せの合間につくとか。そういうスタイルで、あとは土日とか。

**司会** 土日はけっこう出ますか。

**A弁護士** こっちに来てからはどっちか1日くらい。

**司会** 前の所は忙しいんですね。今は何時くらいまで事務所に。

**A弁護士** 夜8時くらいですかね。

**司会** Fさんはどうですか。



**F弁護士** 朝は遅いですね、だいたい9時半くらいだったんですが、いつからかタガがはずれて10時からに(笑)。

**司会** 重役出勤ですね(笑)。

**F弁護士** 10時にスタートして、昨日とかだと、直接相模原の裁判所行って、2件交通事故裁判があり、そのあと横浜行って、破産の免責審尋で、夜は弁護士の会合でした。外出の日は全然起案できないので、しかも電話も出られないから、だから今日は相当まいった。外出の日は気を付けられないといけない。夜は遅いですけど、ごはんは帰って作って食べます。

**司会** 独立弁護士、Bさんは。

**B弁護士** やる気満々で独立したら子供が生まれて、割と今はゆっくりですね。9時から10時くらいに仕事を始めて、相談対応、打合せ、起案は昼間にやっちゃいます、裁判所は相模原が少なくて、横浜に行っている感じ、終わるのは6時か7時くらいに切り上げ、子どもを保育園にお迎えして。土日はよほど急ぎの打合せだと緊急の件しか入れていなくて、ピークのときより働いているのは半分くらいかな、と。

**司会** お子さんいらっしゃいますからね。

**B弁護士** どうしても迎えば、夫も弁護士なので二人で同じくらいやっているようなところで、そのまま預けられてくれるといいんですけど、割と小さい子供は熱出すんで、そこら辺で調整が大変。

**司会** わかりました、Cさんの一日はどんな感じですか。

**C弁護士** 私も9時過ぎに事務所に来て、そして期日あれば午前中いっぱいかかっちゃって、相模原以外なら、あとはまあ、相談とか、打合せで午後2~3件あって、できるだけその間に起案をねじこんで、帰りは日によるんで、ほんとに、今日もういや、ってときは5時半から6時には帰ります。ただ、重い起案があると夜中までかかりますね。

**司会** 刑事事件では、被疑者や被告人との接見で遅くなったりしませんか。

**C弁護士** 私は、被疑者・被告人が犯行を争っていない場合、午後5時以前は接見は行かないようにしてい

ます。それで、刑事事件を担当しているときは遅くなってしまいますね。

**司会** 刑事事件があると、やはり接見の関係で遅くなってしまいますよね。

**A弁護士** 刑事事件は記録もボリュームがある場合があって、検察庁に行ってもその閲覧や謄写をするのに時間を取られることもありますね。必要なことなので、仕方ないのですが。

**司会** Eさんの1日はどんな感じですか。

**E弁護士** 私は9時半くらいに事務所に行って、帰りは7時か7時半くらいとかで。移動がある日は記録を持って電車なりで東京行って横浜行って、となるわけこう重くてそれだけで疲れてしまったり。移動がある日とない日でだいぶ違うかな、と。弁護士になるまではこんなに移動があると思っていなかった。1日の半分動いたり。そこが結構イメージと違って。うちの事務所は土曜日も午前中開いているので、そこで平日に来られないお客さんとか来ていただいたりとか。

**司会** 土日は相談希望の方いらっしゃるんですか。

**E弁護士** すごく来る日もあれば、ない日もあるんですけど。

**司会** 電話したら開いてたからきた、という人もいますか。

**E弁護士** います。平日フルで働いていて、タウンページ見て開いているのでピンポイントで来たりとか。

**司会** Dさんの1日はどうですか。

**D弁護士** 今年から早く出社しよう、去年の忘年会で「出世する人はすべからく早起き」という話にだけ触発されて、今午前7時15分くらいに事務所に着くように、娘の登校の時間と同じ時間に出来ればということ、接見も午前7時に行ったりとか。ただ理想は午後6時7時くらいに仕事終えて、フィットネスジムかなんかで汗を流して帰ることを夢見てたんですけど、そうはいかない。仕事上がりに相談というお客さんも居て、飲み会があったりとかで、意外と夜は遅いんですよ。なんだかんだで事務所には居るときは10時まわってしまう。他の所で調節して、夕方の期日は直帰しちゃうとか、研修に行ったらそのまま帰ってしまうとかで早めに帰るときもあります。事務所に居るときは電話対応、書面はどうしても休日になってしまいます。ただ朝型はきついのでそろそろ挫折してしまおうです(笑)。

**司会** 某事務所では、ボスが午前6時7時に事務所にきて、夜は午前0時くらいまでいるそうですよ。「ボスは元気で留守がいい」って気もしますが(笑)。

## ■ 相模原の事件 ■ ■

**司会** 相模原でこんな事件が多いとか、感じていることはありますか。

**F弁護士** 行政の人も言っていました、心のバランスを崩している人が多いと。あとは、破産事件は減ってきたよね。

**司会** 刑事事件では、時々ですが廃棄物処理違反を見ますね。不法投棄ですが。

**F弁護士** 警察協議会の委員もやっているけど、そこでは「野焼きはどこまでできるのか」と必ず聞かれます。

**D弁護士** やってみたいのは、相模原市が、中小企業の前線に、認定して育成していくところがありますよね。そういった中小企業の契約関係とか特許的な技術に関する紛争とか、依頼があれば面白そうだな。

**F弁護士** 交通事故多いですよね。

**司会** 裁判官が、「相模原交通事故多いね」って言うてましたね。

## ■ 若手弁護士の強み ■ ■

**司会** 我々若手弁護士の強みというのは、どういうところにあるでしょうか。例えば、弁護士は敷居が高いと思われることがありますが、そう思われないような気をつけているとか。

**A弁護士** 私は、ボスと比べたら相談しやすい、あとは、多少時間にゆとりがある。だから聞いてあげる。あとは早くやる。これが最大の忙しい人との違い。特に処理を早くするのは常に気を付けているところですね。

**D弁護士** やっぱり、我々は争いが生じた時に相談に来てもらっている職業ですから、紛争の中では感情の占める割合が多いので、その感情の部分はどうガス抜きしてあげるか、そこをほぐさないで最終的な和解とか話し合いがまとまらないので、そこをいかに飲み上げるか、ということでは。すじはカウンセラー的なことをもやっているのかな、と。

**F弁護士** 私は思ったまま言ってしまう。「先生厳しいですね」とよく言われます。それに甘えて。なんか、言われた人もいるみたい、責められたいという人も、需要と供給でいると。たとえば男性の側の離婚事件だと、結局お金払って、養育費払い続けて、つてなるじゃないですか。そういう人は「なんで俺が払わなきゃならないんだ」と。「これは敗戦処理ですよ。」と。「『はい』ってなんですか。」「『負け』です。」と。そういうことを言って、事実を見てもらわないと。キャラクターによるのかな。

**A弁護士** あとはもう、説得はもうしないで「僕はこう考えます、あとは他の弁護士に話を聞いて下さい」と、セカンドオピニオンを勧めています。

**司会** 丁寧な説明は心がけていらっしゃいますか。

**F弁護士** 事務所にホワイトボードは用意して、わかりやすく説明するよう努めています。

**B弁護士** 離婚事件に関して言うと、感情的なところを納得させるのは無理なので「判例はこうなってます」とか「裁判所はこう判断するでしょう」と。「私の力になれる範囲はこれくらいです。それが駄目なら他の弁護士にあたってください」という感じですね。

**D弁護士** 私は最近言うのは、離婚事件で争いになる親権は皆さん勝ち負けで考えているけれど、本当に子供のことがかわいいのかな。今はかわいいけどそのうちPTAだ担当友達つきあいだとか面倒くさいところは妻にまかせて、自分はおいしいところ取りで、休日に好きなように遊んで、お小遣いあげて、だったら親



権は相手に渡してもいいじゃないですか、と説得しちやいます。

**司会** 他にも努力されている点はありますか。

**E弁護士** フットワークを軽くしたいとは思っています、現場とか病院とか、ちょっと時間つくって遠くまで出張とか、そういうのは若手の方が行っているのかなと。

**C弁護士** ボスとやっている事件も結構あるので、そういうときはもうボスをたてる、と。だから、事件については結構こっちの方が詳しくたりするじゃないですか。そういうときにボスに自分の意見を、それとなく気づいて貰える様に伝えることにしています。

**司会** 大事ですね。

**B弁護士** ベテランと共同で事件対応するときはそうですよ。

## ■ 刑事事件の取り組み方 ■ ■

**司会** 一般市民の方、刑事事件に興味がある方も居ると思うんです。「何で悪い奴の弁護をするんだ」と。みなさん、刑事弁護されていますか。モチベーションというのがあれば、自白事件と否認事件で違いはあるんでしょうか。明らかに犯罪やっているという事件はどうですか。

**D弁護士** 誰かを傷つけている犯罪と、誰も傷つけていない犯罪で違うかなと。時には同情しちゃうこともあって、なんか第三者に危害を加えていないような犯罪とそうじゃないときでかなりモチベーションが違うというのはあります。

**司会** どうして駄目なかな、というのは難しいですよな。

**F弁護士** 皆さん、なんだかんだで「自分の正当性を認めてもらいたい」という人ばかりじゃないですか。

やっぱり自分がそうだったらわかってもらいたいだろな、という気持ちがあるから、「自分だってちょっとの正当性があるんだ」とりあえずそれを受け入れてあげて、それを社会に戻すという役割はあるから、やっぱり誰か信じてあげないといけないかな。聞き役に徹してあげて、それを聴いてあげて、自分が社会に戻してあげる。そういう意味でやりがいがある。でも調べてみたら去年はやっていない。やっぱり合わないのかな。

**司会** 他にはどうですか。刑事事件への思いとかあれば。

**A弁護士** 自白事件で、僕は弁護士が入るからには、再犯の防止の環境づくりをやる、と。裁判官とか検察官を交えて、やった罪を自覚させながら、家族呼んだり、そういうのを必ずやるようにしていました。刑務所に入った人でも出所後に行く場所をつくってあげたり。今だに「先生、出てきたんだけど行く所がない」と電話がかかってきて。

**D弁護士** 身体拘束が長すぎますよね、かわいそうすぎる。もう少し在宅でやればいいのに、と。本当の拘留の必要性あるのかな、と。

**司会** 示談活動はみなさんやられていますか。被害者の方からすると、示談は処罰を軽くするためとか、釈放されるためじゃないのかと、その点について何か説明されたりはしていますか。

**C弁護士** どっかかという、被害者に事件のことは話しちゃいますよね。こいつは何でこんなことをしてしまったのか、と。ただ本人の言い分は独りよがりのことが多いので、そこのところでは「客観的にはこうですよ」と。そうすると意外に、被害者からきつくとあたられたりとかそう言うことはない、できるだけそのあくまでも独りよがりなことを言っている奴が逆に直接謝りに行ったらそれこそ酷いことになるから間に入



っている、という認識で。

**司会** 被害者側はどんな感情を持っていらっしゃるんでしょう。被害者委員会のEさんどうですか。

**E弁護士** 何かそれぞれで、ケースバイケースで違うので、いきなり携帯に電話がかかってくる、とか手紙が来るとか、というよりは、ワンクッションあったほうが、少しゆとりのある時間をもらって。その方によるのかな、嫌だっという人にはもうタッチしないと。

**司会** ワンクッションというのは手紙や電話でなく、何を。

**E弁護士** 検事さんを通じて、手紙送っていかまず聞いてから、いきなり来るとびっくりしちゃうって、拒絶、ってなってしまうので。

## ■ 相模原支部の研修 ■

**司会** 相模原支部の弁護士研修をご紹介下さい。

**F弁護士** 研修交流委員会として、年に2、3回ほど、色々な分野の専門の先生、弁護士をお呼びして、講演会をひらく、順に質疑応答をして、という形で、とくに若手の勉強の機会とスキルの研鑽をはかっている、というのを研修交流委員会でやっています。本当に若手と呼ばれる人が委員として増えていて、最近出席率はあまりよくないが、楽しんでやっています。

**司会** そのほかにも、研修交流委員会の研修などは、Aさんは参加されていますか。

**A弁護士** まだ一度しか。

**司会** 研修で勉強になったとか、Bさん、印象に残ったとか、ありますか。

**B弁護士** そうですね、一昨年、被害者支援、被害者参加制度について勉強したのは、専門性が高い分野についてきちんと教えて頂いて良かったなど。

**司会** そのほかにも相模原支部の研修で何かありますか。若手勉強会について紹介していただけるとありがたいですが。

**E弁護士** 少し期が上の先生と、若手が定期的に集まって「ここがわからない」とか「ここで悩んでいる」とか「自分はこう解決した」とか、教えていただいたりしています。調停条項をどう作っていくか、本を読んでも書いてなくて、いじって使ったりとか。

**司会** 支部には充実した教育システムがあるということですね。

## ■ 休日の過ごし方 ■

**司会** みなさん休日はどう過ごされていますか。

**A弁護士** サーフィン。夏はしょっちゅう、湘南で。

**C弁護士** 割と休みは昼過ぎまで寝て、夜飲みに行きますね。ゲームをしたりも。

**D弁護士** 小田急線に乗るようになったので、大山とか丹沢とかに出掛けるのは好き。年に4回とか。あとは日常の買い物とか家の掃除とか。

**E弁護士** 2日あれば旅行に行ったりできるけど。最近、気分転換の重要性に気がきました。鎌倉に行き、禅の境地とか。遠くには行けなくても江の島とか、たまに。

**A弁護士** 毎週行ってます、散歩コース(笑)。

**B弁護士** 子供が0歳なので、休日はおんぶ紐で1週間分の食事を作り置きしたりして。

**F弁護士** 週に1回は休む。たまに(司会)夫婦に呼出し掛けて、一緒にご飯、迷惑かけています。

**D弁護士** 車があればいいな、と。私は滝が好きなので、一個一個つぶして。

**司会** 1日半は休みたいなど。土曜日の午後と日曜、自転車。最近は通勤も自転車だけど。みなさん結構土日も真面目に仕事しているんですね。

**F弁護士** 最近事務員と二人でラジオ体操を始めました。おすすめです。

**司会** ヨガもいいんじゃないですか。

**F弁護士** ムリ! 身体が固いから。

**D弁護士** ホットヨガだと少し体が固くても大丈夫ですよ(笑)。

## ■ 若手弁護士の意気込み ■

**司会** では最後に、若手弁護士としての意気込みをお願いします。

**A弁護士** とりあえず何でも話は聞きます、とりあえず悩みがあれば。

**F弁護士** 丁寧に話は聞きますし、スピードも意識してやりますし、調べ物も一生懸命もやります。お気軽にご相談下さい!

**B弁護士** 相談に来る方は自分のトラブルが大きいものだと考えているかもしれないが、明けない夜はないですし、荷物を軽くするお手伝いができればと思っています。

**C弁護士** ベテランとの違いは経験。ただベテランよりは経験がなくとも、その代わり、事件のことをしっかり理解しようと考えて、より親身になって話を聞くことができていると思っています。

**D弁護士** 「ほうれんそう」を密にする。若手といっても40前ですので弁護士としての若手であるだけ、同じ事件がないので、飽きない。全力で向き合える。事件慣れている先生よりは一生懸命調べ物もする。頑張りましょう、親身になれるというか、パートナーにはなれるのではないかと。

**E弁護士** 初めての相談の方は緊張していたり、事態が大変になってから来られる方もいる。もう少し前に来られて、弁護士に正式に依頼しないとしても相談に来られて、方向性だけでも示せば、と。気軽に相談に来て頂ければ、と思います。

**司会** 若手弁護士のみなさん、今日はありがとうございました。ぜひ市民の皆様には、若手ならではの強みを持つ弁護士たちにお気軽にご相談いただければと思います。

以上

# 横浜地方裁判所

## 相模原支部の合議制を実現しよう!



① 横浜地方裁判所相模原支部

裁判所の合議制は、充実した司法のために不可欠な制度です。相模原で合議制が行われていない不都合についてレポートします!

### 裁判所の合議制とは?

「合議制」という言葉は、法律の専門家ではない市民の方には、なじみのない言葉だと思います。

簡単にいうと、裁判を行う裁判官の人数が1人の場合を単独制というのに対して、複数の場合を合議制(通常は3名)といいます。

単独制では、原則として、複雑な事件や重大な事件を扱うことができませんし、扱う事件も解決までに要する期間が合議制よりも長くなる傾向があります。

### 政令市なのに合議制がない!

では、相模原市民及び座間市民の方が利用している横浜地方裁判所相模原支部では、合議制を採用しているかどうかご存知でしょうか。残念ですが、横浜地方裁判所相模原支部では、合議制を採用していないのです。

現在、人口約20万人の鳥取市をはじめ、各県庁所在地の裁判所では、必ず合議制が採用されています。また、県庁所在地以外でも合議制を採用する裁判所は多数あり、神奈川県においても、小田原支部、川崎支部、横須賀支部では合議制が採用されています。

ところが、合わせて人口約85万人の相模原市、座間市を管轄する横浜地方裁判所相模原支部では合議制が採用されていません。ですので、医療過誤、労働事件などの複雑な民事事件も裁判官が単独で審理します

し、また、殺人、強盗致傷などの重大な刑事事件については横浜市にある横浜地方裁判所本庁で審理されることになるのです。

人口約72万人の相模原市は、神奈川県下で横浜市、川崎市に次ぐ人口規模であり、また、相模原支部以外の全国の政令指定都市に設置されている全ての地裁支部では合議制が採用されているにもかかわらずです。

### 合議制がないとこんなに不便!

合議制が市民の方にどのように関わってくるのでしょうか。少しだけ専門的な話を交えてご説明します。

民事事件では、医療過誤事件(医師の不注意で患者が死亡したり重大な後遺症が残った場合など)や、労働事件(勤務先から不当に解雇された場合など)等の複雑な事案は、難しい法律問題がからんだり、裁判所が話を聞く証人の数も多くなるなどの理由で、一般的に裁判が長くなる傾向があります。これが、合議制を行っていない裁判所での裁判では、紛争解決に要する期間はさらに長くなり、市民の方は早期に裁判で解決したいと願っているにも関わらず、多大な精神的かつ物理的不利益を被ることになるのです。

それを避けるために、合議制を採用している裁判所に訴えを提起すると、市民の方は地元以外の裁判所まで出向かなければなりません。

また、刑事事件では、殺人事件や強盗致傷事件などの重大事件は、法律上、合議制でしか裁判をすることはできません。刑事事件は、一般の市民の方には全く縁がないのでしょうか?そうではありません。一般の市民の方が刑事裁判に参加する裁判員裁判は、殺人事件や強盗致傷事件などの重大事件でしか行われません。そのため、市民の方が住んでいる地域に合議制を行う裁判所がなければ、裁判員に選任されたときに、合議制及び裁判員裁判を行っている裁判所まで出向かなければならないのです。

### 合議制実現に向けて!

以上のように、横浜地方裁判所相模原支部で合議制が採用されていないために、市民の方は、大変な不利益を被っています。横浜弁護士会相模原支部では、過去10年以上、弁護士会のみならず、市民、地域政財界、地方議会を通じ、様々な働きかけを続けてきましたが、現在までめざましい成果は挙げられていません。

合議制を採用していないことにより不利益を被っているのは、市民の皆様です。横浜弁護士会相模原支部では、これからも粘り強く横浜地方裁判所相模原支部における合議制実現のための運動を展開していきます。市民の皆様におかれましては、ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。



## 南区の法律事務所

事務所名	弁護士名	住所	電話番号
① 井上雅彦法律事務所	井上 雅彦、益弘 圭 松坂 大輔	相模原市南区相模大野3-14-9 IL CIELO B・E号室	042-701-1871
② 今西法律事務所	今西 隆彦	相模原市南区相模大野8-4-2 ラ・メールビル2階 1-1	042-705-9781
③ 大久保博通法律事務所	大久保 博通、佐藤 菜実 瀬野 陽仁	相模原市南区南台5-11-19 ペアナードオタサガ301-1	042-741-8788
④ 古淵法律事務所	甲斐田 沙織	相模原市南区古淵2-16-9 リバーストーン古淵505	042-707-8768
⑤ 相模大野法律事務所	小谷 馨、白澤 章子	相模原市南区相模大野8-10-6 ユタカビル6階	042-767-7104
⑥ 徳永・國方法律事務所	徳永 勝、國方 実	相模原市南区相模大野5-26-11 第2和田ビル2階	042-749-1328
⑦ 早瀬法律事務所	早瀬 正剛	相模原市南区文京1-15-16	042-701-3303
⑧ サガミ総合法律事務所	松本 素彦、加藤 哲 江崎 智彦、矢尾 寛史	相模原市南区相模大野3-16-7	042-765-5281
⑨ 弁護士法人相模原法律事務所 相模大野事務所	徳久 京子、鈴木 芳美 安永 佳代	相模原市南区相模大野3-14-16 第1足立ビル3階	042-745-2051
⑩ 弁護士法人谷口総合法律事務所	谷口 隆良、宮下 哲太郎 眞木 康州、細貝 惟大	相模原市南区相模大野7-8-10 大塚ビル4階	042-747-0006
⑪ 弁護士法人前島総合法律事務所 相模大野駅前事務所	尾崎 隆、夏目 修司 栗田 直輝	相模原市南区相模大野3-17-13 井上ビル6階	042-749-1138
⑫ 弁護士法人港国際グループ 相模原事務所	西脇 良太、田中 裕哉	相模原市南区相模大野3-19-13 アーベイン相模6階	042-701-8651
⑬ 法律事務所ろはす	池田 達彦	相模原市南区相模大野2-22-13 スペースファイブ503	042-705-2265



## 緑区の法律事務所

事務所名	弁護士名	住所	電話番号
⑭ あじさい法律事務所	山本 寛	相模原市緑区橋本7-11-19 アビタシオンVIII1階	042-703-0117
⑮ 岩城法律事務所	岩城 栄二	相模原市緑区橋本6-5-10 中屋第2ビル5階F号室	042-703-9583
⑯ けやき総合法律事務所	佐々木 敏尚、青木 亜也	相模原市緑区橋本2-3-6 吉美ビル6階2フロア	042-703-0365
⑰ 桜井和子法律事務所	桜井 和子	相模原市緑区若葉台5-20-28	042-815-2640
⑱ 弁護士法人高瀬総合法律事務所	高瀬 芳明	相模原市緑区橋本6-5-10 中屋第2ビル2-E	042-770-8611
⑲ 弁護士法人相模原法律事務所 橋本駅前弁護士事務所	片倉 亮介	相模原市緑区橋本3-19-17 プリムローズハウス702	042-703-6333





# 中央区 の法律事務所

事務所名	弁護士名	住所	電話番号
⑳ 石橋法律事務所	石橋 忠文	相模原市中央区相模原2-13-7 第2JSビル202	042-769-1414
㉑ 大谷豊法律事務所	大谷 豊、河野 隆之	相模原市中央区中央2-12-15 相模中央ビル302	042-750-0858
㉒ 遠藤秀幸法律事務所	遠藤 秀幸、石田 清彦	相模原市中央区富士見6-15-1 ラ・フォンターナ106	042-750-2566
㉓ 県相模法律事務所	坪井 廣行、川島 淳	相模原市中央区千代田1-6-9 共立千代田ビル2階	042-776-5300
㉔ 齋藤・水谷法律事務所	齋藤 守、水谷 里枝子	相模原市中央区富士見5-2-12 サンロードビル2階A号室	042-754-8672
㉕ 櫻井法律事務所	櫻井 良一	相模原市中央区淵野辺4-15-21 オオタニビル403	042-759-7277
㉖ 相模原中央総合法律事務所	小川 敦司、藤田 寛之 宇田川 隼、星 諒佑	相模原市中央区相模原2-1-5 サトウビル6階	042-704-6577
㉗ 橋本総合法律事務所	橋本 慎一、前場 俊文	相模原市中央区相模原1-2-17 クリスタルサガミハラ7階	042-768-8351
㉘ 弁護士法人広尾総合法律事務所 相模原支店	桐生 貴央	相模原市中央区中央3-8-8 桐生ビル1階	042-752-3537
㉙ 弁護士法人相模原法律事務所 裁判所前主事務所	伊藤 平信、伊藤 信吾 齋藤 佐知子、中山 志歩	相模原市中央区富士見6-6-1 大賀ビル2階	042-756-0971
㉚ 弁護士法人谷口総合法律事務所 市役所前事務所	谷口 優子	相模原市中央区中央3-14-12 山久第1ビル10階	042-769-2299
㉛ 弁護士法人まちだ・さがみ総合 法律事務所相模原支所	志田 なや子、中野 直樹 徳田 晃一郎	相模原市中央区相模原3-8-26 サンライズビル4階	042-730-5005
㉜ 村上総合法律事務所	村上 一郎	相模原市中央区富士見5-2-12 サンロードビル2階B号室	042-707-4890
㉝ 湯浅法律事務所	湯浅 勝喜	相模原市中央区富士見6-6-1 大賀ビル207	042-776-7121



\*本マップ (16~19頁) は、平成26年5月10日現在のものです。



私たちの  
まちの  
法律事務所



Lawyer's Map